

飯塚市生活応援クーポン券のご案内

飯塚市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における重点交付金の低所得世帯支援枠を活用し、非課税世帯へ飯塚市内の店舗で利用できる「飯塚市生活応援クーポン券」を発行します。また、その他の世帯につきましても、物価高騰の影響に対する負担軽減と、地域の消費喚起・下支えを目的に、クーポン券を発行します。

対象者

令和5年6月1日時点で飯塚市に住民登録がある世帯

発行額

1世帯あたり

非課税世帯等

30,000円分

課税世帯等(未申告者含む)

20,000円分

※クーポン券は、1,000円×10枚綴りで1冊となっています。

※各世帯の発行額は、**令和5年6月30日時点**における令和5年度分の住民税課税状況で判断しています。(詳細については、下段「非課税世帯等」をご覧ください。)



配付時期

日本郵便(株)のゆうパックにて世帯主に送付します。

非課税世帯等

8月中旬

原則、申請不要としておりますが、配付時期を過ぎてもご自宅に届かない場合は、下記までご連絡ください。**受取期限の令和5年11月30日(木)までに必ずお受け取り**されますようお願いいたします。

課税世帯等

8月下旬

利用について

有効期限

令和5年12月31日(日)まで

クーポン券取扱店 本事業のポスター・ステッカーを掲示している市内店舗で利用可能です。取扱店一覧は、市役所ホームページに掲載し、随時更新していきます。なお、いづかPay等のプレミアム応援券の取扱店とは異なる場合がありますので、ご注意ください。



↑市役所
ホームページ



↑「飯塚市生活応援クーポン券」は、上記ステッカーが掲げられた店舗にて利用可能です。

※印刷仕上がりにより若干の差異が生じる可能性があります。

非課税世帯等

世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯 及び
条例で定めるところにより住民税均等割が免除された者である世帯

※令和5年度分の住民税は、令和4年1月から12月までの所得に対して課税されます。

※申告がお済みでない方は、住民税申告をしてください。

※20,000円分のクーポン券が送付された方で、**令和5年7月1日以降**に課税状況が変更され、「非課税世帯等」の要件に該当することとなった世帯は、追加で10,000円分のクーポン券を交付しますので、下記コールセンターまでご連絡ください。(申出期限:令和5年11月30日(木)まで。)

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に飯塚市に避難している方も、本クーポン券の発行対象となる場合がありますので、下記までご連絡ください。

お問合せ先

飯塚市生活応援クーポン券コールセンター

☎ 0948-22-7033 (平日9時~17時)

FAX 0948-21-6356

※おかけ間違いにご注意ください。